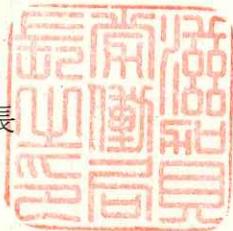


平成 30 年 5 月 7 日

一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会 会長 殿

滋賀労働局長



「滋賀働き方改革推進支援センター」設置に伴う御協力のお願い（要請）

労働行政の推進につきましては、平素より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月に「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」においては、時間外労働の上限規制の導入、同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の待遇改善などの取組が示されたところです。

働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者においても働き方改革の趣旨を御理解いただき、その上でしっかりと取り組んでいただくことが重要であります。また、昨今の人手不足感の強まりが高まる中小企業等においては、一層の生産性向上による企業の変革とともに、職場環境や労働者の待遇の改善などを図ることにより、「魅力ある職場づくり」を進めていくことが重要です。

こうしたなか、滋賀労働局においては、本年 4 月から「滋賀働き方改革推進支援センター（以下「センター」という。）」を開設し、中小企業等の働き方改革の実現に向け、労働法令の周知をはじめ 36 協定の締結の仕方、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しなどの必要な情報やノウハウを提供し、中小企業等からの求めに応じた相談の支援を行うこととしております。

さらに、地域の商工団体、よろず支援拠点等と連携を図り、各地域において出張相談会や企業向けのセミナーを開催し、働き方改革の推進を図ることとしており、具体的には、

- ・ センターに配置される専門家がセンター内における窓口相談等や企業訪問による個別支援
 - ・ 傘下団体の総会等の機会を捉えた説明会や出張相談会の実施
- などを行なうこととしております。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、本センターとの連携体制の構築、会員企業・団体等に対する本センターの利用勧奨に向けた御協力をお願い申し上げます。

参考資料 1 : 平成 30 年 4 月 26 日付け報道発表資料

参考資料 2 : 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業の概要

【お問い合わせ先】

滋賀働き方改革推進支援センター

住所：大津市打出浜 2 番 1 号「コラボしが 2.1」6 階

（委託先）滋賀県社会保険労務士会 電話 0120-376-020

（委託元）滋賀労働局雇用環境・均等室 電話 077-523-1190

滋賀労働局発表

平成30年4月26日

担当	滋賀労働局 雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 堀 貴志 室長補佐(指導) 大橋 幸男 電話 077-523-1190
----	---

滋賀働き方改革推進支援センターを開設しました！

～『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。～

滋賀労働局（局長 石坂弘秋）は、働き方改革に関する中小企業支援のためのワンストップ相談窓口として、「滋賀働き方改革推進支援センター」を平成30年4月2日に開設しました。（滋賀県社会保険労務士会が厚生労働省の委託事業として実施。）

センターでは、中小企業・小規模事業者の働き方改革実現に向け、

- センターに配置される専門家（社会保険労務士）がセンター内における窓口相談や企業訪問による個別支援
- 商工会議所や商工会、中小企業団体中央会等と連携した出張相談会の実施や説明会（セミナー）の開催

を行うこととしています。

具体的には、非正規雇用労働者の待遇改善、労働法令の周知をはじめ36協定の締結の仕方、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働に関する助成金制度などの必要な情報やノウハウを提供し、事業主の皆さまからの求めに応じた相談の支援を、無料で行うものです。

ご相談は、電話、来所のほかメールでも受付しています。

ご相談窓口

電話：0120-376-020

メール：hatarakikata-shigasr@dream.jp

住所：大津市打出浜2番1号

「コラボしが21」6階 滋賀県社会保険労務士会内

【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

<添付資料>

- 1 「滋賀働き方改革推進支援センター」ご利用案内（チラシ）
- 2 「滋賀働き方改革推進支援センター」ホームページ

事業主の皆さん

「滋賀働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さんを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【滋賀働き方改革推進支援センター】

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電話：0120-376-020

メール：hatarakikata-shigasr@dream.jp

住所：大津市打出浜2番1号

「コラボしが21」6階 滋賀県社会保険労務士会内

【受付時間】9:00~17:00（土・日・祝日を除く）

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催していますのでご活用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からの
ご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からぬ

どうぞお気軽に、
ご相談ください。

等

※ 滋賀県社会保険労務士会が厚生労働省の委託事業として実施しています。

○ ご相談窓口のご案内

電話相談は無料で行って頂けます。ご希望であれば面談でのご相談も可能です。

厚生労働省からの委託を受けて行っていますので、ご相談内容、企業、個人情報など秘密厳守いたします。安心して相談ください。
電話相談だけでなく面談でのご相談をご希望の場合は、下記よりお申込み下さい。

0120-3760-20

受付:9:00~17:00(土日祝・年末・年始を除く)

hatarakikata-shigasr@dream.jp

○ アクセス

面談でのご相談は、滋賀県社会保険労務士会事務局にて行います。アクセスは下記をご覧ください。



滋賀働き方改革推進支援センター

(滋賀県社会保険労務士会 事務局内)

・所在地

滋賀県社会保険労務士会 事務局

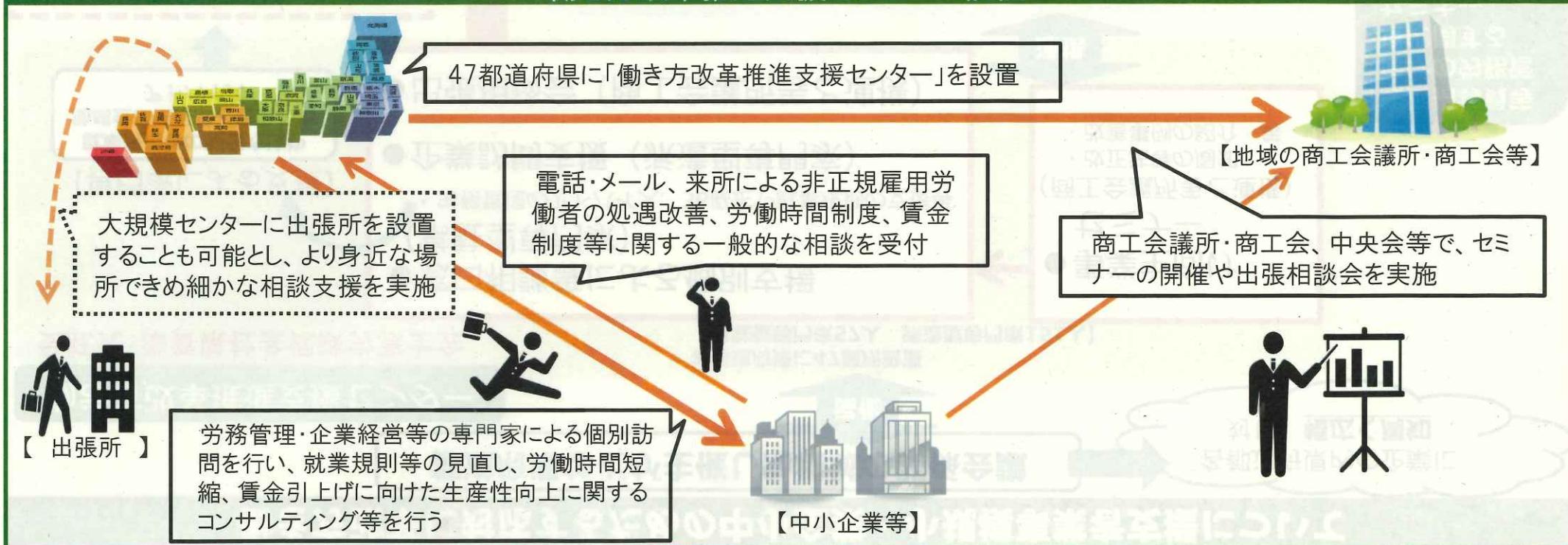
滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6F

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業の概要 参考資料2

平成30年度予定額 1,546,447千円(694,146千円)

- ①「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした企業における非正規雇用労働者の待遇改善
- ②過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築や生産性向上による賃金引上げ
- ③人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理改善や業種の特性に応じた業務プロセス等の見直し等による人材不足対応に資する労務管理に関する技術的な相談など総合的な支援を行うため、民間団体等の委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施するとともに、商工会議所・商工会・中央会等におけるセミナー・出張相談会を実施する。
また、大規模センターに出張所を設置することも可能とし、より身近な場所で細かな相談支援を実施する。

働き方改革推進支援センターの設置



働き方改革に対応するための中小企業・小規模事業者支援について

都道府県などが主催した地域の関係会議

各都道府県内の企業に
対し、幅広く周知

働き方改革推進支援センター

受託先：滋賀県社会保険労務士会

協働

各都道府県に47箇所設置
〔常駐型専門家57人 派遣型専門家151人〕

【専門家による支援】

就業規則等の整備方法や
助成金の活用などを含めた
アドバイス

- 窓口相談等による個別支援
(常駐型専門家)
 - ・労務管理のアドバイス、36協定や就業規則の支援等
- 企業訪問支援 (派遣型専門家)
- 出張相談会 (商工会議所等と連携)

- 事業主向け
セミナー
(商工会議所等と連携)
 - ・改正法等の周知
 - ・改善事例の紹介 等

連携

経営指導員等
向けの労務管
理に関する
セミナー

(厚生労働省
委託事業)

・無駄な業務の削減・合理化、機械・
設備導入等による業務プロセスの見直し
・正規-非正規間のそれぞれの待遇状況
について確認

・業務プロセスの見直しに即した働き
方の確立、時間外労働等の上限規制へ
の対応
・正規-非正規間の不合理な待遇差を
解消

就業規則等の整備等 など

経営支援

(生産性向上、IT導入、人材確保 等)

【よろず支援拠点】

生産性向上、IT投資、企業経営
等に関する相談について、企業経
営の専門家と連携を図り一體的に
支援

【商工会・商工会議所・中央会】

・会員企業が労務管理に関する
相談がある場合にセンターを紹介
・事業主向けセミナーの共同開催
・会員数：商工会：81万者、
商工会議所125万者、
中央会：262万者

時間外労働等
改善助成金等
(時間外労働上限
設定コース・団体
推進コース)

中小企業・小規模事業者

当初2年間は36協定締結支援対象を優先。同一労働同一賃金支援対象は上記と併せて3年間で支援。

周知、把握・検討、対応実施の段階別対応

- 中小企業・小規模事業者が働き方改革に対応するため、①働き方改革の内容の周知、②必要な対応の把握・検討、③具体的な対応の実施の各段階で支援する仕組みを整備。
- 取引環境の改善等の関連施策を含め、必要な支援策のPDCAサイクルを構築。

①周知

- 「働き方改革によって何が変わるのか」を周知
・時間外労働の上限
・雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保 等

②把握・検討

- 個々の中小企業・小規模事業者において
・自社の労務管理の状況を把握
・労務管理改善に向けた具体的な対応検討 等

③対応実施

- 個々の中小企業・小規模事業者において
・36協定や就業規則等の整備など
・支援措置（助成金・補助金等）の有効活用 等

H30年度

法施行

- 全ての中小企業・小規模事業者に対し、就業規則や36協定等の労働法制について周知。
- 更に、全ての中小企業が働き方改革の趣旨・内容を理解できるよう、改正法案や改善事例、支援策の周知徹底。

- 働き方改革推進支援センターを中心に、商工会・商工会議所等の支援機関が連携して、個別の相談対応体制を整備。

- 社会保険労務士等の専門家が具体的な解決策実施を支援。

＜労働法制の理解不足＞

- 労務管理アドバイス
- 36協定、就業規則策定支援等

＜新たな上限規制抵触するおそれ＞

- 生産性向上に対する支援
- 労務管理の改善への支援

中小企業・小規模事業者を取り巻く環境の改善（取引条件改善等）を含めて、必要な支援策についてPDCAサイクルを構築

課題に応じたきめ細やかな支援の実施

- 我が国の屋台骨を支える381万者の中小企業・小規模事業者が、様々な課題の中で働き方改革の流れにしっかりと対応し、これを機に持続的発展の基盤を整えていくため、課題に応じたきめ細やかな支援を提供。

中小企業・小規模事業者

約381万者

従業員なし＝約144万者

従業員あり＝約237万者

残業無し／法遵守

36協定の締結に丁寧な周知・助言が必要な者(制度の不知等)

=想定：約40～50万者程度

新たな上限規制に抵触するおそれのある者
=想定：数万者程度

中小企業・小規模事業者全体

- 不安感解消のための徹底的な周知
- これを機とする働き方改革、生産性向上の促進
- 「しわ寄せ」防止のための徹底的な取引改善対策

重点支援層①（労働法制の理解不足）

- 労働法制の理解促進（徹底的な周知）
- 相談体制整備による36協定/就業規則等策定支援



重点支援層②（新たな上限規制に抵触するおそれがある者）

- 社労士等の専門家による個別コンサル
- 生産性向上に対する支援